

社援発 0115 第 2 号
令和 6 年 1 月 15 日

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合
理事・会長 竹下 義樹 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 6 年 4 月 16 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 計算書類等の監事監査並びに理事会及び評議員会承認について

社会福祉法上、作成が求められている計算書類（本体（各号第一様式～第四様式）及び注記）及び附属明細書について監事の監査を受けなければならないと定められており、当該監査を受けた計算書類及び附属明細書について理事会の承認を受け、理事会の承認を受けた計算書類について評議員会の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、当法人では、計算書類本体の一部（各号第一様式のみ）しか監事監査を受けていないため、法令で作成が求められている計算書類及び附属明細書について漏れなく監事の監査を受けること。

また、理事会及び評議員会についても、計算書類本体の一部（各号第一様式のみ）しか決議に諮られておらず、その他の計算書類等は承認を受けていないため、法令で理事会及び評議員会の決議が求められている計算書類等について漏れなく決議に諮り、承認を受けること。

2 会計管理について

(1) 資金収支予算書の理事会承認について

理事会には法人単位の資金収支予算書のみを提示して承認を受けているが、予算管理の単位は拠点区分ごとであるため、拠点区分ごとの資金収支予算書を理事会に提示したうえで、承認を受けること。

(2) 会計伝票について

経理規程で、会計伝票には会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならないと定められているが、当該手続が遵守されていないため、令和5年度以降における会計伝票については承認印又は承認のサインを受けること。

【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課
法人指導監査官 伊東 典亮
社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子
TEL 03-5253-1111 (内線2869)
MAIL itou-noriaki@mhlw.go.jp
nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp